



# TJ Prannarai

## COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมูนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

## タイ国 法律改訂情報 Vol.5 (2011年5月19日発行)

皆様こんにちは。

今回のタイ国法律改訂情報 Vol.5 は「国際調達センターの設立優遇」に関する勅諭及びニュースレターの重要箇所を抜粋してお送り致します。

“勅諭”は全8ページから構成されておりますが、「歳入法典を参照」の項目が多く読みにくい  
ため、目的である備考のみを翻訳し、実際の恩典に関する部分は、国税局発行のニュースレター  
の該当箇所を抜き出してお送り致します。より読みやすく理解しやすい内容構成となっております。

### 国際調達センターの設立優遇

2011年5月4日付官報により、国際調達センター(ศูนย์กลางการจัดหาสินค้าเพื่อการผลระหว่างประเทศ  
สวังก์แรนคาน์จ๊าะห่าห่าซันค๊าบอะคาน์ปาร์ริลลารว่นปรัเต๊อ)の設立優遇に関する勅諭が  
公示された。原題は、「2011年勅諭: 減税または免税に関する歳入法に基づき発布(418版)  
(พระราชกฤษฎีกา ออกตามความในประมวลรัษฎากรว่าด้วยลดอัตราและยกเว้นรัษฎากร (ฉบับที่๔๑๘)  
(ปลาร่าชาคัลลัสะดีค๊า อ็อคตำมคววมในประมวลรัษฎากรว่าด้วยลดอัตราและยกเว้นรัษฎากร (ฉบับที่๔๑๘)  
ย็อควเ็นลัสะด๊าค๊า))」である。

備考にて、勅諭発布の目的が次のとおり説明されている。(備考を抜粋)

本勅諭は、タイ国外における商品の調達及び販売事業の推進、ならびにタイ国外の関連企業  
(วิสาหกิจในเครือ วิศวฮักซันนัคัล)の商品生産において使用するための、タイ国内における  
原材料及び部品の調達及び販売事業を支援することを目的とした国際調達センター  
(IPC: International Procurement Center) の設立を支援する政府の政策に基づき発布された。  
本勅諭により、海外における産業企業グループが商品、原材料または完成部品の売買を行う場合  
の減資、ならびにタイ国内の産業事業に対する海外からの投資基盤の拡大を図る。以上により、  
国際調達センター及び当該センターにおいて勤務する外国人に対する所得税の減免が適当で  
あると判断し、本勅諭を発布するに至った。

国際調達センターの優遇内容等は、2010年11月8日付公表の、Revenue Department News  
にて以下のとおり規定されている。(税制上の恩典に関する箇所を抜粋)

税制上の恩典(สิทธิประโยชน์ทางภาษี ชิTTYปรัยอรร่าทาร์นปาร์ซี)

1. 法人所得税率の軽減(สิทธิประโยชน์ทางภาษี ลอทอรร่าทาร์นปาร์ซีงนดาไนนัTYปรัยอรร่า)  
国際調達センターの純利益に対する法人税率を、連続した5会計年度期間において15%に軽減する。以下の収益が対象となる。
  - (1) タイ国外に設立されている関連企業に対する、タイ国外における商品調達及び販売による収益。当該商品はタイ国内には輸入しないものとする。(Out-Out)
  - (2) タイ国外に設立されている関連企業がタイ国外にて生産を行うための、当該企業に対する原材料及び部品の販売による収益。(In-Out)
2. 個人所得税率の減免(การลดอัตราภาษีหรือยกเว้นภาษีเงินได้บุคคลธรรมดา คาร์นลอทอรร่าทาร์นปาร์ซีลยูอรร่าทาร์นปาร์ซีงนดาไนนัTYปรัยอรร่า)  
国際調達センターにおける前項(1)及び(2)の事業からの収益が、恩典を受けている事業からの収益ならびにタイ国外に設立されている関連企業がタイ国外にて生産を行うための、当該企業に対する原材料及び部品の販売による収益の合計の50%以上である場合、国際調達センターにて勤務する個人は、以下の恩典を受ける。
  - (1) 国税局に報告済みである経営者(ผู้บริหาร ปาร์ปอรร่า)または高度専門家(ผู้เชี่ยวชาญระดับสูง ปาร์ชายูชาร์นลาดอรร่าปาร์)レベルの外国人(3人以下とする)は、国際調達センターでの勤務により受け取る賃金にかかる個人所得税を、5年間15%とする。
  - (2) 前段の外国人がタイ国外に派遣され勤務する場合で、国際調達センター(タイ)が当該外国人の収入をタイ国内における支出として控除しない場合、外国に派遣された当該外国人の収入にかかる個人所得税を5年間免除する。

翻訳・構成者: 高野 香 (TJ Prannarai 翻訳事業部)

---

タイ国法律改訂情報は毎月第3木曜日に発行しております。

取り上げて欲しいトピック等ございましたら下記までご連絡ください。

タイ国法律改訂情報のバックナンバーもございます。

ご入用の方はお気軽にお問い合わせください。

“2011年 業務安全・衛生・環境法” 日本語・タイ語対訳本(定価:5,000 バーツ)  
好評発売中です。ご購入は TJ Prannarai までお問い合わせください。

【発行元】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd.

Tel: 0-2712-3199

E-mail: [maeda@tjprannarai.co.th](mailto:maeda@tjprannarai.co.th)

前田 千文

**翻訳・通訳派遣のご用命は TJP へ**